

国 地 契 第 3 6 号
国 官 技 第 3 3 8 号
平成 2 2 年 3 月 2 9 日

各 地 方 整 備 局 総 務 部 長
企 画 部 長 あ て

大 臣 官 房 地 方 課 長

大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長

施工プロセスを通じた検査の試行について

昨今、低価格による入札等により工事の品質低下が懸念されているところである。一方、出来高に応じた支払いにより、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することが必要である。

こうした状況を踏まえ、工事の品質確保への体制強化及び出来高に応じた円滑な支払いを図るため、今般、国土交通省直轄工事（港湾空港関係を除く。）の一部において、従来の完成時点や中間時点だけの検査に代えて、施工プロセス全体を通じて工事実施状況等を確認し、これを検査に反映させ、出来高部分払を実施する「施工プロセスを通じた検査」を試行することとしたので、会計法令等の他、下記に定めるところに従い適切に実施されたい。

なお、「施工プロセスを通じた検査の試行について」（平成 19 年 10 月 22 日付け国地契第 44 号国官技第 190 号、最終改正平成 20 年 9 月 22 日付け国地契第 26 号国官技第 111 号）は廃止する。

記

第 1 目的

施工プロセスを通じた検査は、工事の施工プロセス全体を通じて工事実施状況等の確認を行い、その結果を給付の完了の確認をするため必要な検査（以下、「給付の検査」という。）並びに工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術的な検査（以下、「技術検査」という。）に反映させることによって、給付の検査及び技術検査（以下「検査」という。）の充実を図り、地方整備局が発注する工事における品質確保体制を強化するとともに、出来高に応じた円滑な支払いを図ることを目的とする。

第2 試行対象工事

施工プロセスを通じた検査は、工期が180日を超える工事のうち、次に掲げる工事を試行工事の対象とする。

① 一般土木工事

- (1) 1件につき予定価格が7.2億円以上の工事
- (2) 1件につき予定価格が3億円以上7.2億円未満であり、「請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国官技第93号）の別添「地方整備局工事技術的難易度評価実施要領」で定める工事の技術的難易度評価（以下「工事難易度」という。）がⅢ以上の工事のうち、国債工事及び当該工事に係る事務を所掌する地方整備局長が必要と認める工事
- (3) (2)の他、1件につき予定価格が3億円以上7.2億円未満であり、低入札価格調査の調査基準価格を下回った価格をもって契約するすべての工事
- (4) 1件につき予定価格が1億円以上3億円未満であり、工事難易度がⅢ以上の工事のうち、当該工事に係る事務を所掌する事務所長が必要と認める工事

② 鋼橋上部工事及びプレストスト・コンクリート工事

- (1) 1件につき予定価格が3億円以上の工事
- (2) 1件につき予定価格が1億円以上3億円未満であり工事難易度がⅢ以上の工事のうち、当該工事に係る事務を所掌する事務所長が必要と認める工事

第3 定義

（施工プロセスを通じた検査）

- 1. 施工プロセスを通じた検査とは、施工プロセス全体を通じて施工プロセス検査業務を実施し、これを検査に反映することをいう。

（施工プロセス検査業務）

- 2. 施工プロセス検査業務とは、品質検査員が工事実施状況、出来形及び品質について臨場により適切に確認し、検査職員（総括検査職員または主任検査職員をいう。以下同じ。）を補助する業務をいう。

（総括検査職員）

- 3. 総括検査職員とは、検査の結果を総括する検査職員をいう。

（主任検査職員）

- 4. 主任検査職員とは、品質検査員による施工プロセス検査業務の結果を総括する検査職員をいう。

（品質検査員）

- 5. 品質検査員とは、地方整備局長等（地方整備局長及び当該工事に係る事務を所掌する事務所長をいう。以下同じ。）が定める一定の資格及び実績を有する国の職員以外の技術者であって当該工事の現場に配置された者又は

第5第3項ただし書の規定により任命された国の職員をいう。

(確認)

6. 確認とは、当該工事の契約図書に示された事項について、品質検査員が臨場により、その内容について当該工事の契約図書との適合を確かめ、施工プロセス検査チェックシート(以下「チェックシート」という。)にとりまとめる行為をいう。

確認の頻度は、工事の実施状況、出来形、品質について適切に確認するために必要な回数を工事の進捗状況に応じて検査職員が適切に設定するものとする。

(指示)

7. 指示とは、検査職員が品質検査員に対し、書面をもって示し、実施させることをいう。(施工プロセス検査業務受託者を通じて実施させる場合も含む)

(承諾)

8. 承諾とは、検査職員が品質検査員のとりまとめた結果に対して書面により同意することをいう。(施工プロセス検査業務受託者を通じて同意する場合も含む)

(報告)

9. 報告とは、検査職員が監督職員に対し、又は監督職員が検査職員に対し書面をもって知らせることをいう。

(通知)

10. 通知とは、検査職員が品質検査員に対し、書面をもって知らせることをいう。(施工プロセス検査業務受託者を通じて知らせる場合も含む)

第4 施工プロセスを通じた検査

(給付の検査)

1. 施工プロセスを通じた検査においては、第6に定めるところにより行う施工プロセス検査業務の結果を参酌して第7に定めるところにより給付の検査を行う。

(技術検査)

2. 施工プロセスを通じた検査においては、第6に定めるところにより行う施工プロセス検査業務の結果を参酌して第7に定めるところにより完成技術検査を行うことで、中間技術検査の実施に代えることとする。

ただし、地方整備局長等が必要と認める場合には中間技術検査を行うことができる。

第5 検査を実施する者

(給付の検査を実施する者)

1. 検査職員は、「地方建設局請負工事監督検査事務処理要領」(昭和42年3月30日付け建設省厚第21号)第15条の規定により任命されるものである

が、同条第2項の検査適任者を検査職員に任命する場合にあっては、当該工事に係る事務を所掌する事務所の工事品質管理官等を充てるものとする。

ただし、給付の検査の実施に特に専門的な知識又は技能を必要とする工事については、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第101条の8の規定に基づき、国の職員以外の者に委託して給付の検査を行わせることとして差し支えない。

2. 前項ただし書の規定により国の職員以外の者に給付の検査を委託する場合を除き、技術検査と併せて行う給付の検査については総括検査職員が、技術検査と併せて行わない給付の検査については主任検査職員が行うものとする。

（検査を補助する者）

3. 第6に規定する施工プロセス検査業務は、原則として当該業務を発注する地方整備局長等が定める一定の資格及び実績を有する国の職員以外の技術者を当該工事に配置することができる者に委託して行わせるものとし、原則として当該工事の検査職員が当該委託業務の調査職員を兼任し、当該工事の検査職員から受託者を通じて品質検査員に適切な指示及び品質検査員から受託者を通じて検査職員に報告を行うことのできる体制を構築するものとする。

ただし、当該工事に係る事務を所掌する事務所の係長等を任命して施工プロセス検査業務を行わせることとしても差し支えない。この場合にあっては、当該工事の検査職員から事務所の係長等に適切な指示を行うことのできる体制を構築するものとする。

第6 施工プロセス検査業務と監督・検査業務の実施

（確認結果の報告）

1. 第5第3項の規定により品質検査員は、検査職員を補助して、別に定めるところにより、工事実施状況、出来形及び品質について臨場により確認を行うものとする。

なお、施工プロセス検査業務は、検査職員が行う検査を補助する業務であることから、品質検査員に監督業務及び監督職員を補助する業務を行わせてはならない。

2. 品質検査員は、当該工事の契約図書への適合状況を含む工事実施状況等について行った確認の状況を別に定めるところによりチェックシートに取りまとめるものとし、第5第3項の規定により構築された連絡体制に従い、一定期間ごとに当該工事の検査職員にこれを報告するものとする。
3. 検査職員は、前項の報告結果を承諾し、その結果を一定期間ごとに監督職員へ報告するものとする。なお、監督職員は前項の報告結果の確認をもって、土木工事監督技術基準（案）（平成15年3月31日付け国官技第345号）に定める2. 施工状況の確認等（2）指定材料の確認、（3）工事施工の立会い、（4）工事施工状況の確認（段階確認）を実施したものとする。

ただし、本規定は監督職員の臨場を妨げるものではない。

なお、当該工事の契約図書の条件変更に関する確認については、土木工事監督技術基準（案）（平成 15 年 3 月 31 日付け国官技第 345 号）に定める

1. 契約の履行の確保（5）条件変更に関する確認、調査、検討、通知に従い、監督職員が実施するものとする。

（契約図書の不適合に関する報告）

4. 品質検査員は、当該工事の契約図書と相違する施工状況等を発見した時は、前項の規定にかかわらず、第 5 第 3 項の規定により構築された連絡体制に従い、速やかに、当該工事の検査職員にその旨を報告するものとする。

5. 検査職員は、前項の報告を受けた場合、第 5 第 3 項の規定により構築された連絡体制に従い、品質検査員が行う工事実施状況、出来形及び品質の確認について必要な指示を行うものとし、品質検査員はその指示に従い、確認を行うものとする。

6. 検査職員は、第 4 項の報告を受けた場合、速やかに監督職員に報告するものとする。

7. 監督職員は、前項の報告結果を確認し、当該工事の請負者に必要な指示を行うものとする。

（契約図書の変更に関する報告）

8. 監督職員は、当該工事の契約図書に変更があった場合、速やかにその内容を検査職員へ報告するものとする。

9. 検査職員は、前項の報告を受けた時は第 5 第 3 項の規定により構築された連絡体制に従い、速やかに品質検査員にその内容を通知するものとする。

10. 品質検査員は前項の通知結果に基づき、工事実施状況、出来形及び品質の確認を行うものとする。

第 7 検査の実施

（給付の検査の実施）

1. 検査職員は、第 6 第 2 項の規定により品質検査員が確認の状況をとりとめたチェックシート等の記録内容及び第 6 第 3 項の規定により品質検査員が行った報告を踏まえて検査を行うものとする。

2. 「既済部分検査技術基準について」（平成 18 年 4 月 3 日付け国官技第 1－3 号）別紙「既済部分検査技術基準」に基づき行う既済部分検査については、当該基準の定めにかかわらず、各種の記録と当該工事の契約図書との対比を行わなくても、品質検査員がとりまとめたチェックシート等の記録内容に基づき契約内容に適合した履行がされているかどうかの判断を行うこととする。

（技術検査の実施）

3. 技術検査官（「地方整備局工事技術検査要領について」（平成 18 年 3 月 31 日付け国官技第 282 号）の別添「地方整備局工事技術検査要領」に基づき総括検査職員を任命する）は、第 6 第 2 項の規定により品質検査員が確

認の状況を取りまとめたチェックシート等の記録内容及び第6第3項の規定により品質検査員が行った報告を踏まえて技術検査を行うものとする。

4. 技術検査については、各種の記録と当該工事の契約図書との対比を行わなくても、品質検査員が取りまとめたチェックシート等の記録内容に基づき契約内容に適合した履行がされているかどうかの判断を行うこととする。

第8 出来高部分払方式の実施

(前払金)

1. 試行対象工事に係る請負代金の支払については、「出来高部分払方式の実施について」(平成18年4月3日付け国地契第1-2号、国官技第1-2号)の別添「出来高部分払方式実施要領」(以下「実施要領」という。)に基づき実施する出来高部分払方式によるものとする。ただし、「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)の別冊「工事請負契約書」第34条の前払金の支払については、実施要領5に定める前払金の範囲及び支払方法を標準とする方式によるものとする。

(部分払の回数)

2. 試行対象工事については、受注者の求めに応じ、工期を通じて2箇月に1回程度の既済部分検査を行うことを基本とし、部分払請求の上限回数は、前項の規定にかかわらず、1会計年度に6回とする。この場合において、実施要領4. 2). ②及び③中「工期/90(端数切捨てとする。)」とあるのは「工期/60(端数切捨てとする。)」と、③中「4になる場合」とあるのは「6になる場合」と読み替えるものとする。

附則

この通知は、平成22年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。